【昭和38年7月9日 法律第126号】

（改正後）

第百四十三条　削除

（改正前）

第百四十三条　証券取引所は、清算人の就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、左の事項を登記しなければならない。

一　清算人の氏名及び住所

二　清算人で証券取引所を代表しない者があるときは、証券取引所を代表すべき者の氏名

三　数人の清算人が共同して証券取引所を代表すべき定があるときは、その定

②　第百四十一条第一項の規定は、前項の登記に、これを準用する。

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百四十三条　証券取引所は、清算人の就職の日から、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、左の事項を登記しなければならない。

一　清算人の氏名及び住所

二　清算人で証券取引所を代表しない者があるときは、証券取引所を代表すべき者の氏名

三　数人の清算人が共同して証券取引所を代表すべき定があるときは、その定

②　第百四十一条第一項の規定は、前項の登記に、これを準用する。